

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
28	家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し	長野県	1
27	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化	太宰府市	13
18	障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し	特別区長会 (豊島区)	26
		岐阜県	35
30	郵便局において取扱いが可能な事務の拡大	泰阜村	45
31	地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し	中核市市長会 (豊田市)	57
40	日本赤十字社の活動資金を地方公共団体を取り扱う際の法的な位置付けの明確化	神戸市	70
4	指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	岡山県	74
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略	群馬県	81

令和2年度 地方分権改革に関する提案

CSF（豚熱）のワクチン接種に係る 制度の見直しについて

令和2年7月16日

長野県



重点番号28：家畜伝染病に係るワクチン接種
の民間獣医師による実施を可能とする見直し
(長野県)

1. CSFワクチン接種に係る背景と提案

- 家畜伝染病予防法(家伝法)第6条によりCSFワクチン接種の実施者は、都道府県職員で獣医師である家畜防疫員※に限定されている。
(※家畜防疫員:家畜保健衛生所等の獣医師職員)

- 2
- 全ての豚にワクチン接種する必要があることから膨大な労力を要し、家畜防疫員(家畜保健衛生所)の通常業務を圧迫

- 家伝法第6条によるCSFワクチン接種については、家畜防疫員以外の民間獣医師による接種を可能とすること

2-1. CSF (豚熱) の状況

1 発生状況

- 平成30年9月、我が国では26年ぶりに岐阜県でCSFが発生
- 長野県では、平成31年2月(1農場、1と畜場)、令和元年9月(2農場)に発生 【殺処分2,943頭】
- 令和2年3月までに8県(岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県)で発生【58事例、97農場、4と畜場、殺処分165,626頭】



2-2.CSF（豚熱）の状況

2 ワクチン接種実施状況

- 令和元年9月26日、国は「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(防疫指針)を一部変更
 - ・家伝法第6条による予防的なワクチン接種を防疫指針に規定
 - ・本県を含む10県がワクチン接種推奨地域に設定
 - ・令和2年6月末現在、野生イノシシの感染状況等を踏まえて24都府県をワクチン接種推奨地域に設定、接種中

R元.10～ 岐阜、愛知、三重、福井、富山、石川、長野、群馬、滋賀

11～ 埼玉、静岡、山梨

12～ 神奈川、東京

R2.1～ 京都、新潟、奈良

2～ 茨城、栃木、千葉

3～ 沖縄

6～ 大阪、和歌山、兵庫



3-1. CSFワクチン接種の法的位置づけ

○ワクチンの使用

法第50条により知事がワクチンの使用を許可

【法第50条】農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

※違反は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金【法第65条第1項1号】

○接種の義務

法第6条により知事が農家に接種を受けることを命令

【法第6条第1項】都道府県知事は、特定疾病又は監視伝染防の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜についての家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。 ※違反は30万円以下の罰金【法第68条第1項2号】

○接種者（獣医師）

法第53条により知事が任命した家畜防疫員
（県職員、県職員に任用された民間獣医師）

【法第53条第3項】この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。

3-2. CSFワクチンの現行接種体制

【防疫指針で規定された予防的ワクチンの接種体制】

家畜防疫員（家伝法第53条）

- ・県職員獣医師を任命
- ・民間獣医師を会計年度任用職員として任用し家畜防疫員に任命

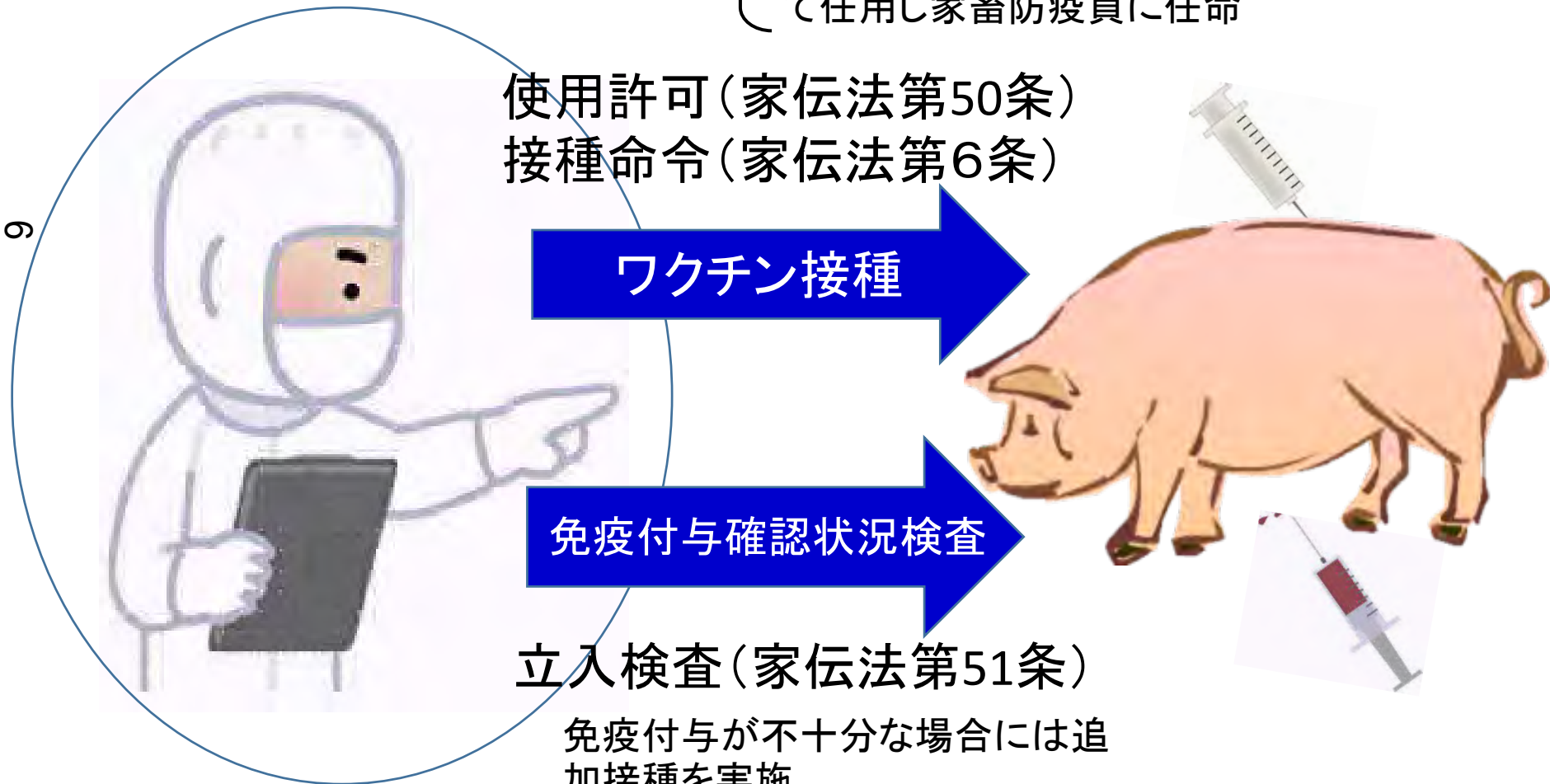
使用許可（家伝法第50条）
接種命令（家伝法第6条）

ワクチン接種

免疫付与確認状況検査

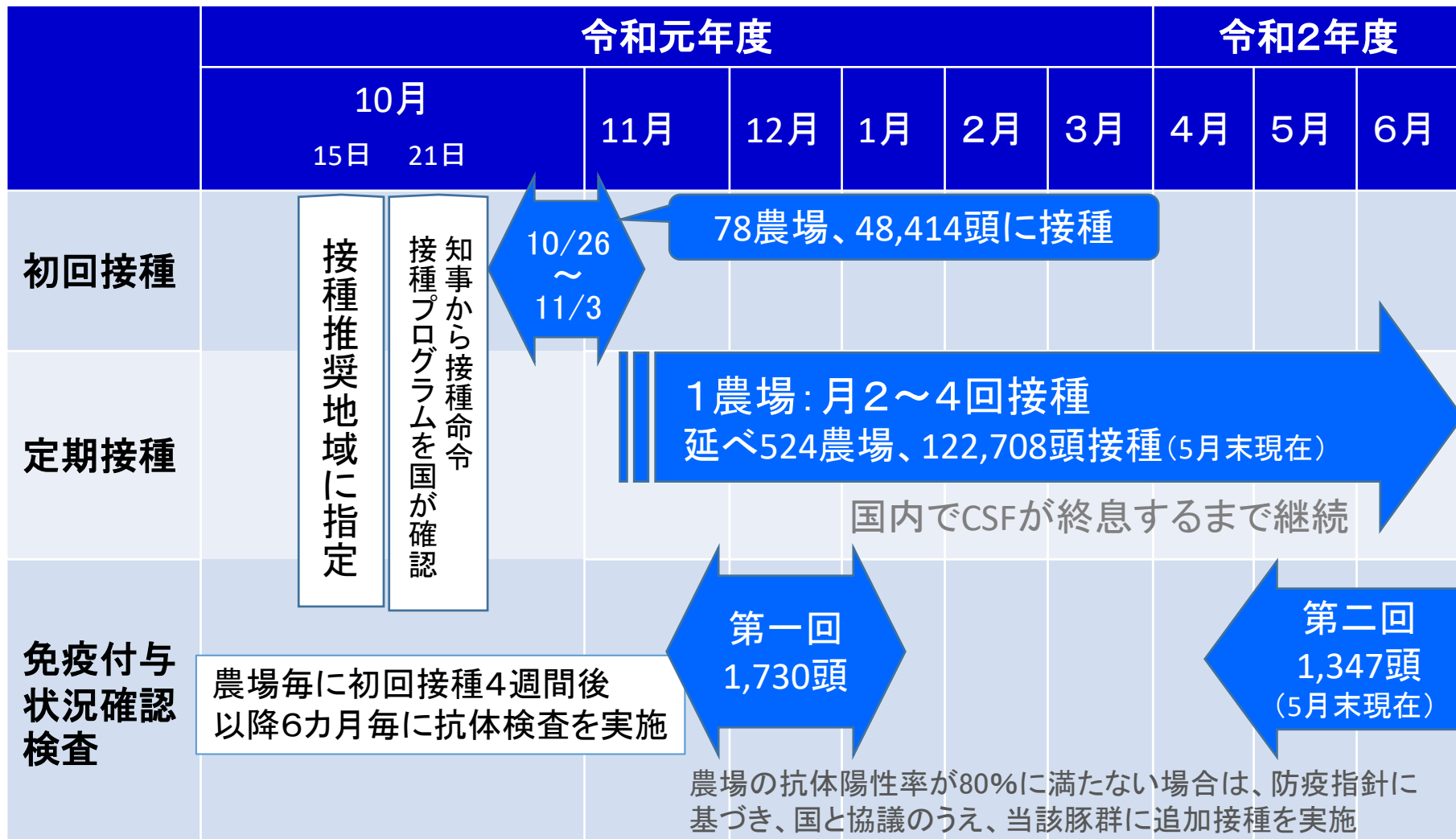
立入検査（家伝法第51条）

免疫付与が不十分な場合には追加接種を実施



4-1. 長野県のCSFワクチン実施状況

- 対象家畜 県内全域で飼養されている豚及びイノシシ
- 対象農場 78農場



4-2. 長野県のCSFワクチン実施状況



8

5. 長野県の定期接種の実施体制

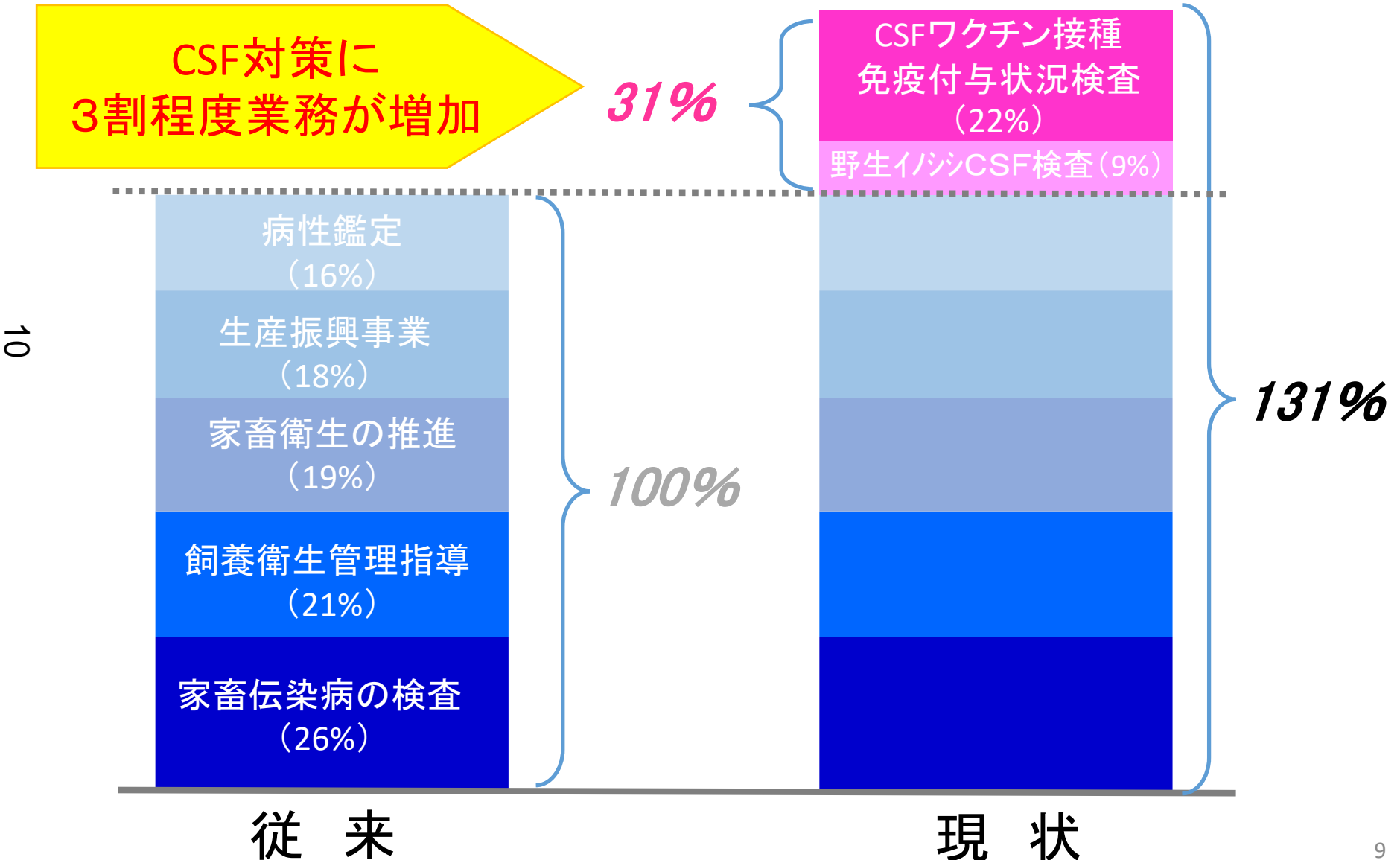
(令和元年11月～令和2年5月末)

定期接種に係る家畜防疫員	区分	定期接種実施人数	
		延べ人数	実人数
	農政部職員 (家畜保健衛生所)	446名	32名
	民間獣医師 (会計年度任用職員)	84名	12名
	合計	530名	44名

※免疫付与状況確認検査に係る採血は定期接種時にあわせて実施

6. 県内家畜保健衛生所における業務が急増

(県内5所業務量調査)



7. ワクチン接種県における課題

- ワクチン接種業務は野生イノシシのCSF検査対応とともに家保の業務を圧迫
 - 民間獣医師の県職員への継続的な任用は困難
- 民間獣医師を家畜防疫員として県職員に任用した場合は、家伝法第60条第1項第3号の国の負担金(1/2)は対象外であり、継続的な民間獣医師の雇用は県財政を圧迫